

# 自治体情報システムの標準化・共通化

---

令和3年9月7日

総務省自治行政局デジタル基盤推進室

# 自治体情報システムの標準化・共通化

## 【これまでの取組・現状】

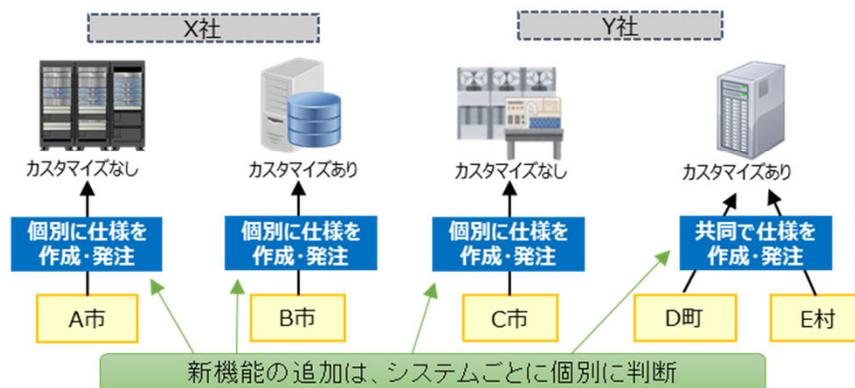
- 自治体ごとに情報システムのカスタマイズが行われていることにより、
  - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
  - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
  - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しいといった課題。
- このような状況を踏まえ、自治体に対して標準化基準に適合した情報システムの利用を義務づける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。（令和3年法律第40号）

## 【目標・成果イメージ】

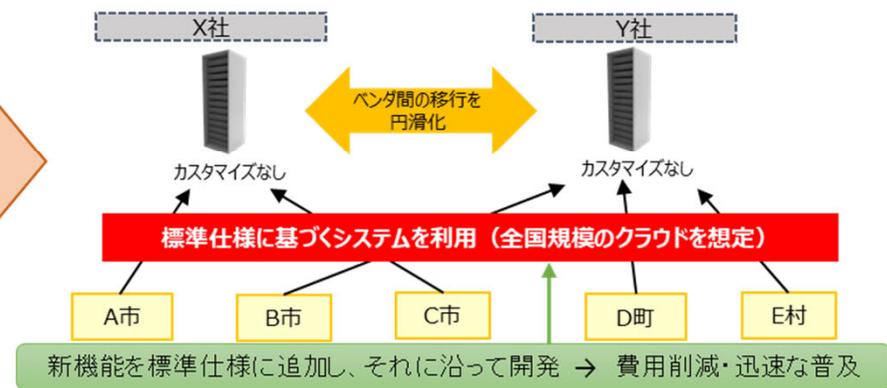
- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 令和7年度までに、自治体が標準化基準に適合した情報システムへ円滑に移行することができるよう、標準仕様の作成や必要な工程等をまとめた手順書の公表をはじめ、標準化基準への適合性確認方法の検討や自治体における進捗状況の把握・助言などを行う。

## 情報システムの標準化イメージ

### 【標準化前】



### 【標準化後】



# 行政のデジタル化に向けた主な経緯

- H12.11 **IT基本法制定**（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法）  
✓ 我が国のIT政策の基本方針や推進本部体制等を規定 → **IT戦略本部の設置**（H25年に**IT総合戦略本部**に改称）
- H25.5 **マイナンバー法制定**（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）  
✓ マイナンバーとその利用事務・利用主体、マイナンバーカードの交付等を規定
- H28.12 **官民データ活用推進基本法制定**  
✓ 官民データの活用推進のための政策の基本的事項を規定
- H30.4 **デジタル・ガバメント閣僚会議設置**（eガバメント閣僚会議を改組。議長は内閣官房長官。）
- R1.5 **デジタル手続法制定** { 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）  
✓ 行政のデジタル化に関する基本原則、行政手続の原則オンライン化のために必要な事項、個別分野における各種施策等を規定
- R1.6.4 **「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」の決定**（第4回デジタル・ガバメント閣僚会議）  
・ マイナンバーカードの普及等に関する全体スケジュールや取組方針等の了承（R1.9.3 第5回デジタル・ガバメント閣僚会議）  
・ デジタル・ガバメント実行計画改定（R1.12.20 閣議決定）
- R1.12.19 **新経済・財政再生計画改革工程表2019 経済財政諮問会議決定**
- R2.5～ **新型コロナウイルス感染症への対応**  
⇒ 地方公共団体を含めた行政分野のデジタル化・オンライン化の遅れという課題が浮き彫りになった。
- R2.6.5 **マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG設置**  
・ 管内閣官房長官（当時）の指示により設置。第2回会議で33項目の「課題の整理」をとりまとめ（R2.6.30）
- R2.12.25 **デジタル・ガバメント実行計画 閣議決定**
- R3.2.9 **デジタル社会形成基本法案、デジタル庁設置法案及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案 閣議決定**
- R3.5 **デジタル社会形成基本法**（令和3年法律第35号）、**デジタル庁設置法**（令和3年法律第36号）**及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律**（令和3年法律第37号）、**地方公共団体情報システムの標準化に関する法律**（令和3年法律第40号）**制定**
- R3.6.18 **デジタル社会の実現に向けた重点計画 閣議決定**

# 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の概要

## 趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。

## 概要

### ① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定

※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

### ② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

### ③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

### ④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

### ⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

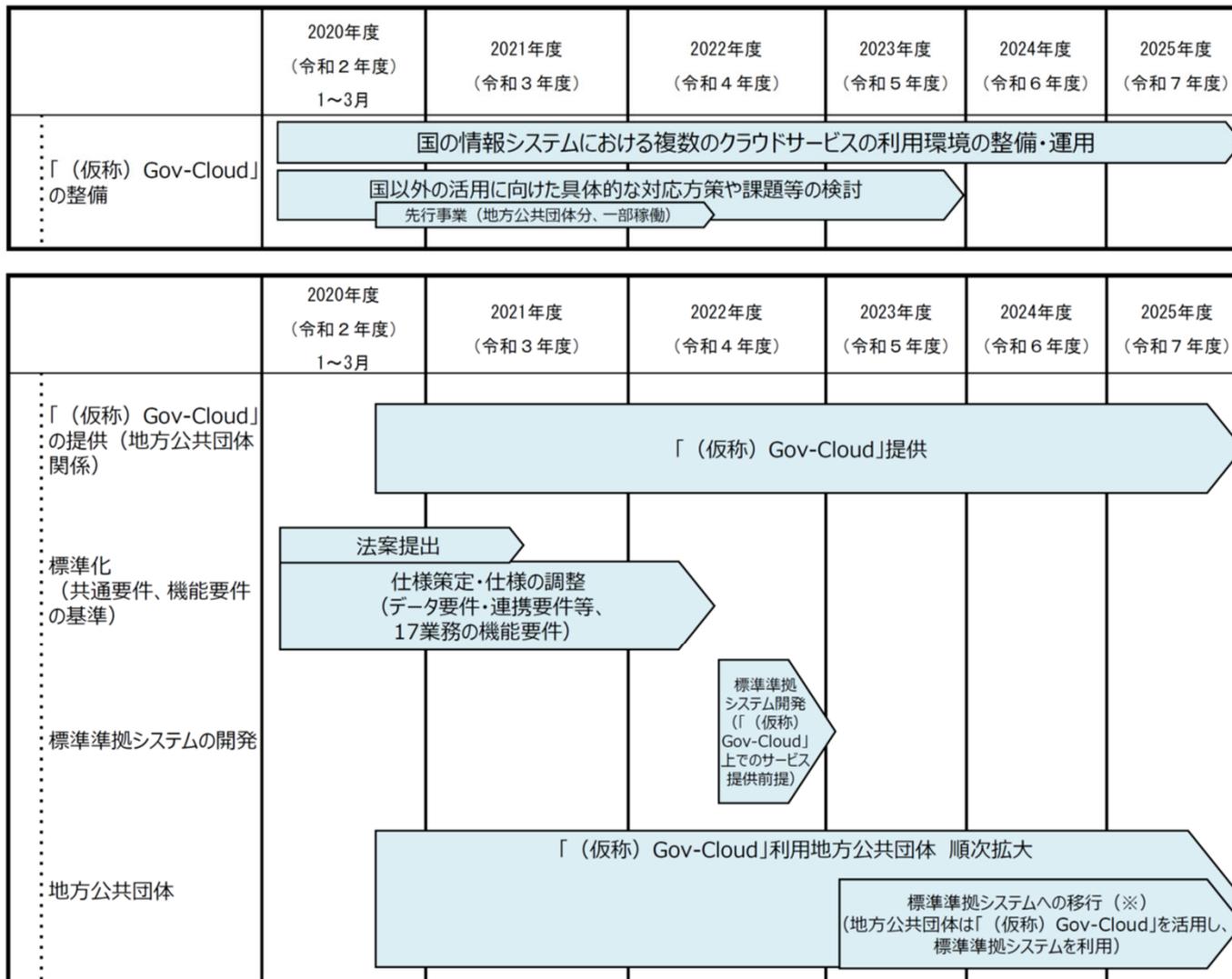
### ⑥ 施行期日等

- 令和3年9月1日
- 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

# デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）

## 別添1 マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（国・地方デジタル化指針）（抜粋）

### Ⅳ マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて - 工程表 -



※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

# 「自治体システム等標準化検討会」について

- 住民基本台帳分野における自治体の情報システムや様式・帳票の標準化について、自治体、事業者及び国が具体的な検討を行う「自治体システム等標準化検討会」を令和元年8月から開催。

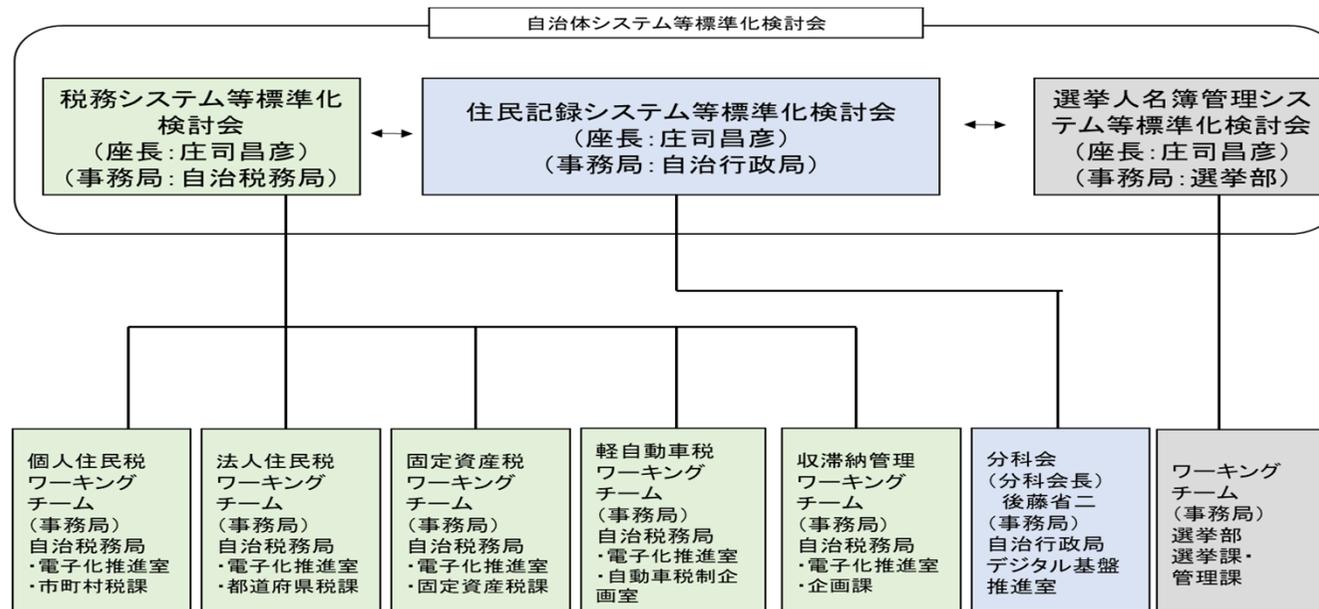
## 検討会の構成

- ✓ 構成員 : 自治体の実務担当者、全国知事会、全国市長会、全国町村会、J-LIS、APPLIC、有識者、総務省
- ✓ 準構成員・オブザーバ : システムベンダ

## 検討内容

- ✓ 標準的な機能要件、様式・帳票要件等により構成される標準仕様書の作成
    - ・仕様書の対象自治体は全ての市区町村
    - ・①カスタマイズを原則不要とする、②ベンダ間での円滑なシステム更改の実現、③自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備が目的
  - ➡ 複数のベンダが広域クラウド(※)上でシステムのアプリケーションサービスを提供し、各自治体は、原則としてカスタマイズせずに利用し、ほとんど発注・維持管理や制度改正対応の負担なく、業務を行える姿を目指す。
- (※) 近隣自治体にとどまらない全国規模のクラウド

- ▶ 住民記録システム標準仕様書【第1.0版】について取りまとめ(令和2年9月11日公表)。
- ▶ 令和3年度は、住民記録システム標準仕様書【第2.0版】及び税務システム標準仕様書【第1.0版】を取りまとめるとともに(令和3年8月31日公表)、選挙人名簿管理システムの標準仕様についても検討。



# 住民記録システム標準仕様書 [第1.0版] (概要)

自治体システム等標準化検討会 (住民記録システム等標準化検討会) 取りまとめ (令和2年9月11日 公表)

## 本仕様書の目指す姿、目的、対象等

### 目指す姿

- ・複数のベンダが広域クラウド (全国規模のクラウド) 上でシステムのアプリケーションサービスを提供
- ・各自治体は、原則としてカスタマイズせずに利用し、発注・維持管理や制度改正対応の負担がほとんどなく、業務を実施可能

### 目的

- ・カスタマイズを原則不要にする
  - ・ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする
  - ・自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う
- ⇒人口減少社会・デジタル社会における住民サービスの維持・向上

### 対象

- ・全ての市区町村
- 指定都市、中核市等、一般市区町村 (人口20万未満) の区分に応じて異なる要件を設定している項目もある

### 標準準拠の基準

- ・実装すべき機能は実装が必要、実装してもしなくても良い機能は選択可能で、それ以外の機能は実装しないことが必要

### 想定する利用方法

- ・本仕様書に準拠していることを要件に付すだけで、システムの調達が可能となることを想定

### 改定

- ・制度改正、自治体等による機能改善の提案、新たな技術開発等があった場合には、仕様書の改定を想定

## 本仕様書の構成とポイント

### 第1章 本仕様書について

- ▷本仕様書の目指す姿、目的、対象、標準準拠の基準、想定する利用方法、改定等を明示

### 第2章 業務フロー等

- ▷本仕様書の機能要件に対応したモデル的な業務フローを掲載

### 第3章 機能要件

- ▷住民記録システムが管理する住民データ等の項目を統一
- ▷転入・転出などの異動処理のための機能を統一
- ▷除票用データベースのレイアウトを統一
- ▷汎用的なデータ抽出機能により様々な統計ニーズへ対応
- ▷CSV形式でのデータ取り込みによる窓口事務の効率化 等

### 第4章 様式・帳票要件

- ▷システムから出力される様式・帳票のレイアウトの統一

### 第5章 データ要件

- ▷データ移行や庁内他システムとの連携の円滑化 (文字情報基盤文字の活用)

### 第6章 非機能要件

- ▷セキュリティ、運用・保守、可用性等について、「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準 (標準非機能要件)」 (内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室及び総務省) に従うことを基本とする

### 第7章 用語

- ▷本仕様書で使用される用語を定義

# 住民記録システム標準仕様書【第2.0版】 改正概要

自治体システム等標準化検討会（住民記録システム等標準化検討会）取りまとめ（令和3年8月31日 公表）

## 1. デジタル手続法(令和元年法律第16号)による 住民基本台帳法の改正に伴う対応

(改正内容)

行政のデジタル化を推進するため、住民票記載事項通知(9条2項)、戸籍照合通知(19条2項)等の市町村間の通知について、紙によるやりとりに替えて、電子的に送受信するものとする。

(本仕様書への反映)

ワンストップ実現の観点から、住民票記載事項通知、戸籍照合通知等の通知に係る情報を自動で取り込む機能を追加する。

## 2. デジタル社会形成整備法(令和3年法律第37号)による 住民基本台帳法の改正に伴う対応

(改正内容)

マイナンバーカード所持者が、マイナポータル等からオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、予め転出地市区町村から通知された転出証明書情報(氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など)により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図る。

(本仕様書への反映)

転入届の届出前に転出地市区町村から転出証明書情報の通知を受け取る機能、転入届に予め印字する機能等を追加する。

## 3. DV等支援措置機能要件の見直し

全国照会における地方公共団体等からの意見を踏まえ、支援者情報の閲覧権限を強化するほか、仮支援措置期間の経過を知らせるアラート機能等を追加する。

## 4. 業務要件の追加

本仕様書で取り扱う住民基本台帳業務の対象範囲等を明確化する観点から、業務概要(全体図)、情報システム化の範囲、システム構成図を追加する。

## 5. マイナポータル等との連携機能の追加

全ての自治体においてマイナポータル等と接続される環境が整うことを想定して、マイナポータル等により入力されたデータを自動で取り込む機能を追加する。

## 6. データ要件・連携要件

・データ要件、連携要件の標準化については IT 室(デジタル庁)を中心に検討することとされ、令和4年夏頃にこれらの要件に係る標準仕様が策定される予定である。

・本仕様書についても、IT 室(デジタル庁)を中心にこれらの要件に係る標準仕様の検討に合わせて、必要な見直しを行う。

# 自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】 概要

## 1. 手順書の趣旨

- 本手順書は、標準準拠システムへの円滑な移行に資するよう、自治体において共通して想定される標準化・共通化の作業手順等をまとめたもの。（なお、今後の標準仕様やガバメントクラウド等の検討を踏まえ、随時、手順書の改定を行うことを予定。）
- 各自治体は、本手順書も参考としつつ、自らのシステムの現状等を十分に把握の上、目標時期までの移行に向け計画的に取り組むことが求められる。

## 2. 必要性・メリット

- 自治体情報システムは、利便性等の観点から団体ごとにカスタマイズ等が行われてきた結果、「維持管理や制度改正時の改修等における個別対応・負担」「クラウド利用が円滑に進まない」「住民サービスを向上させる最適な取組の迅速な全国展開が難しい」等の課題がある。
- 標準化・共通化の取組は、こうした人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築するもの。

## 3. 特徴・作業手順等

### ○ 標準化・共通化の特徴

標準化対象システムについて、関係府省において標準仕様書を作成した上で、各ベンダが標準準拠システムを全国規模のクラウド基盤（ガバメントクラウド）に構築し、当該システムを各自治体が利用する姿を目指す。

- (1) 目標時期は令和7年度 (2) 全ての標準化対象事務(現時点で17事務)が対象 (3) 全自治体における短期的・集中的な取組  
(4) 国の動きと密接に関連(関係府省の標準仕様書、ガバメントクラウドへの移行等) (5) 標準仕様書に基づく業務フロー等の見直しの検討

→ **全庁的な体制整備、綿密な移行計画の作成が必要。早期着手により令和7年度までの事務負担の平準化が重要。**

### ○ 作業手順等

(下線部は早期に実施可能と想定される作業)

計画立案フェーズ	①推進体制の立ち上げ、②現行システムの概要調査、③標準仕様との比較分析、④移行計画作成
システム選定フェーズ	⑤ベンダに対する情報提供依頼(RFI)資料の作成、⑥RFIの実施、⑦RFI結果分析及び移行計画の詳細化、⑧予算要求、⑨ベンダへ提案依頼(RFP) ⑩ベンダ選定・決定、⑪契約・詳細スケジュールの確定、⑫特定個人情報保護評価(PIA)
移行フェーズ	⑬システム移行時の設定、⑭データ移行、⑮テスト・研修、⑯次期情報システム環境構築・NW、⑰条例・規則等改正

※ あわせて、自治体の標準準拠システムへの円滑な移行に向けて、デジタル基盤改革支援補助金（令和2年度第3次補正予算）による財政支援を行う予定。

# 自治体情報システムの標準化・共通化に向けた環境整備

R2第3次補正予算：1,509億円

- 自治体の情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた自治体の取組を支援し、令和7年度までに基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指す。

〔参考〕国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）（抜粋）

地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行う。

## 令和2年度第3次補正予算

- 各自治体が、令和7年度までに「(仮称)Gov-Cloud」上で基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指すため、住民に関する事務処理の基盤となる基幹系情報システムについて、移行のために必要となる経費を支援する（基金に計上）。

＜基金の造成先＞ 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

＜基金の主な用途＞

- 「(仮称)Gov-Cloud」への移行に要する経費
  - ・ 「(仮称)Gov-Cloud」上のシステムへの移行準備経費（現行システム分析調査、移行計画策定等）
  - ・ システム移行経費（接続、データ移行、文字の標準化等） など

＜基金の年限＞ 令和7年度までの5年間

### ＜施策スキーム＞

